

青森県報

第二千五百五十八号

平成十七年
十一月二十四日
(木曜日)

目次

告 示

青森県褒賞規則により褒賞された者	……………	(総務学事課)	…	一
道路の区域の変更	……………	(道路課)	…	五
道路の供用の開始	……………	(同)	…	五
河川法による兼用工作物の管理	……………	(河川砂防課)	…	六
公 告				
土地改良区の定款変更の認可	……………	(農村整備課)	…	六
右 同	……………	(同)	…	六
右 同	……………	(同)	…	六
出先機関				
土地改良区の役員の退任	……………	(中農林水産地方事務所)	…	六
道路の位置の指定	……………	(むつ県土整備事務所)	…	七
収用委員会				
収用の裁決手続開始の決定	……………	(監理課)	…	七
公示による通知	……………	(同)	…	八

告

示

青森県告示第八百七十七号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年十一月十日に行つた褒賞

佐々木 隆雄

多年左官業に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

奈良 眞

多年木製建具製作の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

西野 陽一

多年市議会議員等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

北 向 敬夫

多年町議会議員等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

故 成 田 佐太郎

多年村長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

蝦名 魏

多年村長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年町長等の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

渡 部 毅

多年市選挙管理委員会委員長等として、選挙の管理執行及びその啓発に努めるなど、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

坂 岡 定 松

多年市教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

八 木 橋 洋 一

多年町教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

袴 田 實

多年住民主体による地域活動の推進に努め、また関係団体の要職にあつて、地域づくり及び社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 藤 覺 治

平成十一年創部以来常に技を磨き、平成十三年の全国高等学校総合体育大会パドミントン競技会において団体優勝して以来、平成十七年まで二度の全国大会二連覇を達成する等、郷土に名誉と誇りをもたらした功績まことに顕著であります。

青森山田高等学校
女子パドミントン部

多年市教育委員会教育長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

石 田 榮 市

青森山田中学校卓球部

平成十三年創部以来常に技を磨き、平成十三年の全国中学校卓球選手権大会にお

て男子団体優勝して以来、平成十七年まで男女合わせて十度の全国大会優勝を達成する等、郷土に名誉と誇りをもたらした功績まことに顕著であります。

久 保 ち 叡

多年学校法人の学園長等として学生・幼児の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

八 木 栢 和 子

多年華道関係団体の要職にあつて、華道の普及と後進の育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

「雅号 地 水」

多年美術関係団体の要職にあつて、美術の振興と指導者育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

長 内 亮

多年合唱関係団体の要職にあつて、合唱の指導と普及に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

西 谷 英 樹

多年保育園園長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

斉 藤 琇 學

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

平 野 勲

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

嶋 田 忠 藏

石 田 正 成
 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

松 橋 佳 子
 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

大 山 千 正
 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

八 木 沢 義 秀
 多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

成 田 文 治
 多年歯科医師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

類 家 徳 昌
 多年薬剤師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

柳 瀬 武 雄
 多年柔道整復師関係団体の要職にあつて、保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

梅 村 芳 宏
 多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

古 戸 良 一
 多年鉄工業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

蝦 名 文 昭
 多年商工関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三 津 谷 廣 明
 多年漁業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、漁業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

工 藤 哲 子
 多年生活改善団体の要職にあつて、農村生活の改善に努め農村女性起業活動の礎となるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

工 藤 正 昭
 多年米穀関係団体の要職にあつて、米の消費拡大に努めるなど、農業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

菊 池 兼 司
 多年建築業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、建築業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

佐 藤 榮
 多年宅地建物取引業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、宅地建物取引業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

土 岐 欽 一
 多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

田中 福治郎

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

吉崎 兼雄

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

日ヶ久保 喜一

多年消防団団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

阿部 壽夫

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

葛西 孝

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

宮本 良三

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

及川 悦夫

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

外崎 藤三

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

山上 勘一

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

北向 晃

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

葛西 定七

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

松橋 幸次郎

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

鳥谷部 金章

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

故成 田榮二

多年朗読奉仕者として視覚障害者への朗読奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

奥田 絢子

平成九年から平成十六年にかけて、各川町に対して音楽活動の充実のためグラウンドピアノ等の各種楽器を寄贈し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

川守田 三太郎

平成十六年八月、五所川原市に対して立佞武多の館美術展示品として多数の絵画を寄贈し、地域振興に貢献した功績まことに顕著であります。

伊藤 藤正規

青森県告示第八百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十二月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三村 申吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	四五四号	前	後	前	後	八四二・〇〇メートル	八四二・〇〇メートル	
			三戸郡五戸町大字倉石中市字前田六一から	三戸郡五戸町大字倉石中市字田茂平三三の三まで	一六・〇〇メートルまで	二一・〇〇メートルまで			
2	県道	中野北高岩停車場線	前	後	四・五〇メートルから	五・〇〇メートルまで	一、〇六四・〇〇メートル	一、〇二九・〇〇メートル	
			三戸郡福地村大字杉沢字長森二一の一から	三戸郡福地村大字杉沢字鳥屋敷長根一の一まで	四・五〇メートルから	五・〇〇メートルまで			

青森県告示第八百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十二月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三村 申吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
-----	---------	-------

道路の種類	路線名	変更の前後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国道	四五四号	前	後	八四二・〇〇メートル	八四二・〇〇メートル
県道	今別蟹田線	前	後	一、〇六四・〇〇メートル	一、〇二九・〇〇メートル
県道	中野北高岩停車場線	前	後	四・五〇メートルから	五・〇〇メートルまで

青森県告示第八百八十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により二級河川堤川水系堤川河川管理者青森県知事三村申吾と青森市道筒井八ツ橋五一号線道路管理者青森市長佐々木誠造との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川堤川水系堤川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

青森市大字筒井字八ツ橋五〇二の三地先から九一の六七地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 青森市

住所 青森市中央一丁目二二の五

代表者の氏名 道路管理者 青森市長 佐々木誠造

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤）までの部分を含む。）、「道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。」の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成十七年十一月十六日から道路の存続する日まで

公

告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂沢溜池土地改良区の定款の変更を平成十七年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成十七年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成十七年十一月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつたので、同条第十七項の規定

により公告する。

平成十七年十一月二十四日

中南地方農林水産事務所長 喜多山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	松嶋 市雄	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二七五の一	平成二〇一三年三月三十一日

むつ県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月二十四日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市大畑町上野一四の一三及び一四の一八	四四・六〇メートル	六・〇三メートルから六・一〇メートルまで	平成二〇一七年十二月二二日

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
青森県
- 二 事業の種類
野辺地都市計画道路事業三・四・四号観音林脇雑吉沢線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表3のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十七年十一月十五日

別表 1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 積 (㎡)		収用しようとし 明渡しを求める 土地の面積 (㎡)	
		公簿	実測		
青森県上北郡野辺地町字坊の塚	40番 3	宅地	215.90	218.55	39.34
青森県上北郡野辺地町字坊の塚	45番 1	畑	366	361.42	88.37

別表 2 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	土 地 所 有 者	
	氏 名	住 所
青森県上北郡野辺地町字坊の塚40番3	相続人 作田ちよ	東京都文京区千駄木5丁目49番4号

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について(通知)
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成十七年十一月十五日をもって通知があったものとみなされます。

別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
作田 博	東京都東大和市南街6丁目2 4番地の4	住民票記載

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭